

案 件

こども家庭センターの設置について

健康福祉部	健康寿命推進室	母子保健課
子ども未来部	子どもの育ち見守り室	子ども相談課
		子ども支援課

1. 政策等の背景・目的及び効果

本市では、妊産婦及び乳幼児並びにその保護者を対象とし、妊娠期から子育て期にわたり、母子保健施策と子育て支援施策を切れ目なく提供する子育て世代包括支援センターとして、平成27年度に保健センター（現在は母子保健課）を、平成29年12月には北部リーフをそれぞれ位置づけました。また、平成29年度においては、すべての妊産婦や子ども、子育て世帯を対象とし、必要な支援に係る業務を行う子ども家庭総合支援拠点に子ども総合相談センター（現在は子どもの育ち見守り室）を位置づけ、母子保健担当と児童福祉担当の双方が連携し、支援を行ってきました。

一方、国においては、この間の児童虐待の相談対応件数の増加等を背景として、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を図るため、令和4年6月に児童福祉法を改正し、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の設立意義や機能を維持した上で組織を見直し、市区町村において、妊産婦や子ども、子育て世帯へ一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」の設置に努めることとされました。そうしたことを踏まえ、本市においても、次の内容のとおり「こども家庭センター」を設置し、さらなる支援の充実・強化を図るものです。

2. 内容

(1) こども家庭センター運営の基本的な考え方

- 新たに整備する枚方市駅周辺再整備の③街区の行政施設において、母子保健課と子どもの育ち見守り室を「こども家庭センター」として再構築し、気軽に相談でき、必要な情報やサービスをワンストップで提供できるようにします。
- 地域の子ども・子育ての支援団体等との連携も強化し、課題を抱える妊産婦や子ども、子育て世帯に対し、即応性や機動性に留意した必要な支援を届け、切れ目のない包括的・継続的な支援を実施します。
- ICT 機器を活用した相談支援体制を構築することで、窓口に出向くことができない家庭でも気軽に相談できる環境を整えるとともに、必要な支援を確実に届けるため、アウトリーチによる支援の充実を図ります。

(2) こども家庭センターで行う主な業務

充実 母子保健と児童福祉の一体的支援

センターには、主に母子保健の相談等を担当する保健師等と主に児童福祉（虐待対応や現在ととなで行っている教育相談（SSW 活用事業）、ひとり親家庭・ひきこもり等子ども若者支援相談も含む）の相談等を担当する子ども家庭支援員等の専門職の配置に加え、両分野の専門的知識を有する統括支援員を新たに配置し、状況に応じた専門的支援を行います。

また、支援の必要な家庭を把握するため、保健師等による妊娠届から妊産婦健診、新生児訪問、乳幼児健診等の場も活用するとともに、支援が必要と判断した家庭については、統括支援員、保健師、子ども家庭支援員等による支援方針を決定するなどの母子保健と児童福祉の一体的な支援を行います。

新規 支援メニューをマネジメントした「サポートプラン」による支援

母子保健サービスや子育て支援を必要とする妊産婦や子ども、子育て世帯に確実に支援を届けるため、支援メニューの体系的なマネジメントを行う「サポートプラン」を作成し、それに基づく支援を行います。

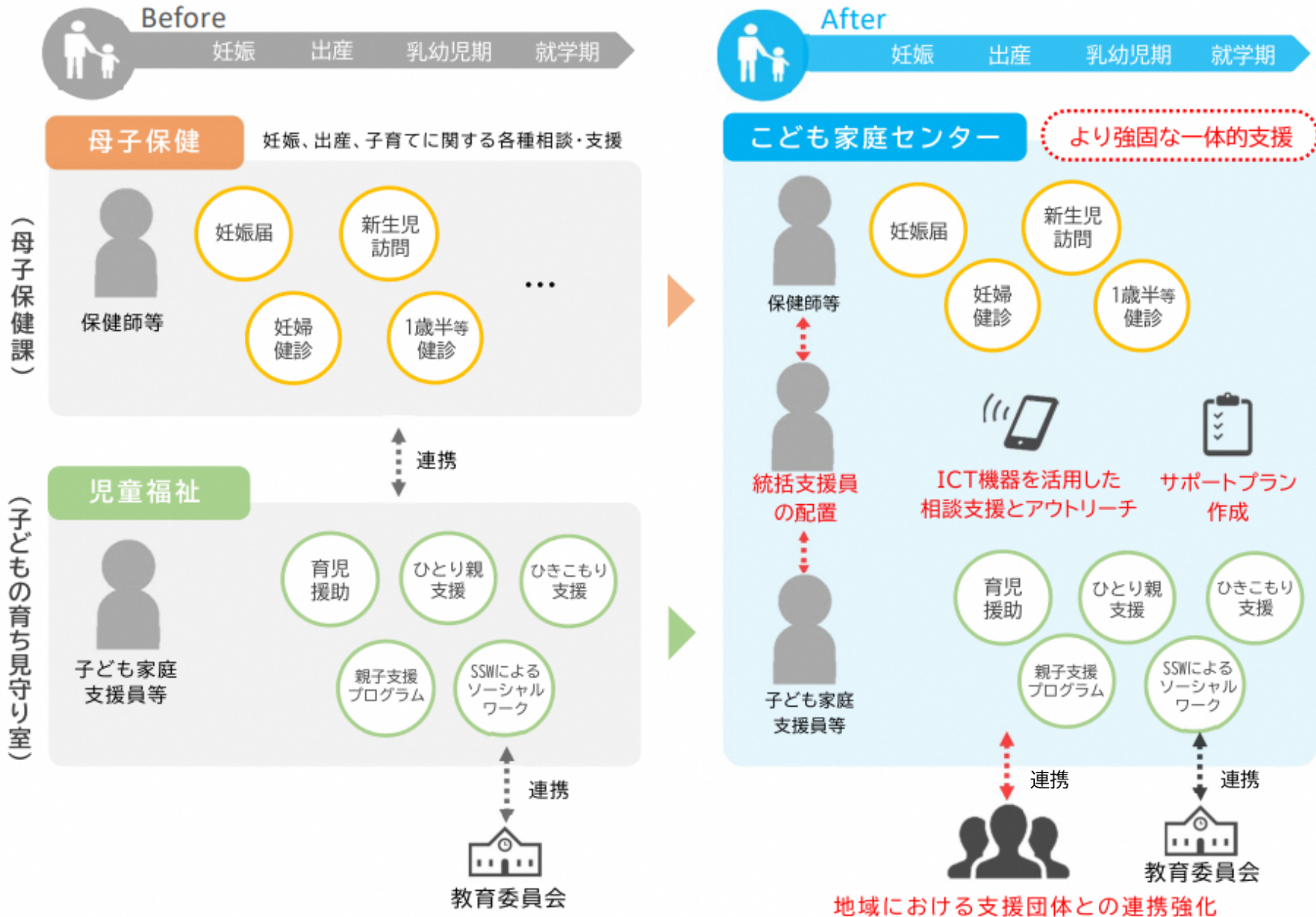
強化 地域における様々な支援団体との連携強化

身近な場所で子育て等さまざまな悩みについて気軽に相談できるよう、妊産婦や子ども、子育て世帯への支援を行う団体等との連携を強化するとともに、そうした地域資源のさらなる把握に努め、複雑、多様化する家庭環境などに対応できる相談・支援体制の強化を図ります。

強化 ICT 機器を活用した利便性の向上とアウトリーチによる支援

ICT 機器を活用した相談支援体制を構築し、窓口に出向くことができない家庭等に対する利便性を高めるとともに、ICT 機器に馴染めない方や複合化・複雑化した課題を抱える方などへアウトリーチによる支援を充実し、必要に応じて重層的支援につなげ、漏れ落ちることがない支援体制を構築します。

【これまでの支援体制とセンター設置後の支援イメージ】



(3) 円滑な運用に向けて

こども家庭センターの設置にかかる児童福祉法の施行は令和6年4月とされており、実施する事業の詳細等について示されていない事項もあるため、今後、政省令や通知、ガイドライン等を踏まえ、情報管理や組織体制など一体的支援に向けた仕組みづくりなどについて協議・検討を進め、令和6年2月を目途に同センターに関する基本的な方針としてまとめ、あらためて報告します。

3. 実施時期等

令和6年度当初にこども家庭センターの人員体制を確保した上で、③街区の行政施設整備が完了、移転するまでは、それぞれの現在地において連携を取りながら業務を行いますが、③街区への移転後（令和6年度前期予定）は、一体的運営を開始します。

4. スケジュール

令和5年(2023年)6月	市民福祉、教育子育ての委員協議会で設置について報告
～	センターに関する基本的な方針の検討
令和6年(2024年)2月	基本的な方針について、市民福祉、教育子育ての委員協議会で報告
令和6年(2024年)4月	こども家庭センター設置、運営開始
令和6年度前期	③街区行政施設に移転

5. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画 基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち

施策目標14 安心して妊娠・出産できる環境が整うまち

施策目標15 子どもたちが健やかに育つことができるまち



6. 関係法令・条例等

こども基本法、母子保健法、児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、
子どもを守る条例

7. 参考資料

こども家庭センターレイアウトイメージ

(市駅前行政サービス再編 ③街区6階フロア平面図見直し案)

【こども家庭センターレイアウトイメージ】

③街区 6階フロア 平面図見直し案



※こども家庭センターについて、柔軟に対応できるように事務室を集約するなど一部レイアウトを変更。
※図面は現時点のものであり、今後変更する場合があります。